

定

款

株式会社 ミツバ

株式会社 ミツバ 定 款
(2020 年 8 月 28 日改正)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社ミツバと称する。

2. 英文ではMITSUBA Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 小型電気機器及び電気通信機器並びにその部品の製造販売及び修理
- (2) 電子応用機器、各種制御機器及びその他の機械器具、装置並びにその関連部品の製造販売及び修理
- (3) 自動車部品並びに用品の開発及び販売
- (4) 合成樹脂成形加工及び販売
- (5) 電気通信事業法に基づく付加価値通信網サービス、情報処理サービス並びにコンピュータのハードウェア及びソフトウェアの開発、製造、売買及び賃貸
- (6) 情報処理技術者要員の教育、訓練、指導及び派遣
- (7) 情報処理システムの導入及び運用に関するコンサルティング並びに保守及び運用管理
- (8) 一般区域貨物自動車運送及び自動車運送取扱並びに倉庫業
- (9) 電気工事業
- (10) 土木建築工事業並びに建設機械賃貸及び仲介
- (11) 不動産並びに設備機具、治具、工具、車両等の売買、賃貸、仲介及び管理
- (12) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び損害保険代理業
- (13) 化学分析その他各種分析、測定、開発、評価及び研究の受託並びにこれらに関するコンサルティング
- (14) 経理事務及び給与計算受託代行業務、社員寮等厚生施設の管理受託業務、各種企業の職業適性並びに能力開発及び業務研修の請負
- (15) ファクタリング業務、金銭の貸付け等の金融業務、集金代行業務、有価証券の売買及び保有に関する業務
- (16) 工業所有権及びノウハウの売買、実施許諾、技術情報及び法規情報の調査及びコンサルティング
- (17) 求人並びに採用及び労務に関するコンサルティング業務
- (18) 企業に対する経営の判断及び総合指導
- (19) 企業活動に伴う広報業務の受託
- (20) 医療用機器の製造及び販売
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 発電事業及びその管理・運営並びに売電に関する事業
- (23) 農業及び農業関連事業
- (24) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を群馬県桐生市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 1 億 5 千万株とする。

当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式	1 億 5 千万株
A 種種類株式	1 万 5 千株
B 種種類株式	6 千株
C 種種類株式	5 千株

(単元株式数)

第 6 条 当社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種種類株式、B 種種類株式及び C 種種類株式の単元株式数はそれぞれ 1 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- ①会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ②会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することが出来る。

(株式取扱規程)

第 9 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。

2. 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することが出来る株主又は登録株式質権者として出来る。

第 2 章の 2 A 種種類株式

(A 種優先配当金)

第 11 条の 2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下、「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下、「A 種種類株主等」という。）に対し、第 11 条の 10 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下、「A 種優先配当金」という。）を行う。な

お、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. A種優先配当金の額は、100万円（以下、本章において「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（第4項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率6.0%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（A種優先配当金）

第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の10第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本章において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. A種種類株主等に対しては、前項に規定するほか、残余財産の分配は行わない。

3. A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第11条の2第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、本章においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

（議決権）

第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第11条の5 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式（以下、本項において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本章において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにA種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、第3項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

3. 当初取得価額は(a)又は(b)のうち、いずれか大きい価額とする。

(a) 390.3円

(b) 2020年7月15日に先立つ連続する20取引日及び2020年7月15日の翌日以降連続する20取引日（2020年7月15日を含まない。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値に0.9を乗じた価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

4. 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

〔算式〕

調整後取得価額＝A×B÷C

A＝調整前取得価額

B＝分割前発行済普通株式数

C＝分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整す

る。

[算式]

調整後取得価額＝A×B÷C

A＝調整前取得価額

B＝併合前発行済普通株式数

C＝併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額＝A×（B－C＋D×E÷F）÷（B－C＋D）

A＝調整前取得価額

B＝発行済普通株式数

C＝当会社が保有する普通株式の数

D＝新たに発行する普通株式の数

E＝1 株当たり払込金額

F＝普通株式 1 株当たりの時価

- ④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株

予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ②取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する 30 取引日の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
5. 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
6. 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効

力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 6 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、(i)第 2 項に定める金銭（以下、「請求対象金銭」という。）及び(ii)第 3 項に定める数のB種種類株式（以下、「請求対象B種種類株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、1 千株の整数倍の株数に限る。）を取得することを請求すること（以下、「金銭及びB種種類株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象金銭及び請求対象B種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

2. A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額並びにA種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額とする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3. A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に償還係数（次条に定める。）を乗じて得られた額からA種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額を控除した額に金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、100 万円で除して得られる数とする。なお、本条においては、償還係数における「金銭対価償還日」を「金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替える。また、金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

4. 金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力は、金銭及びB種種類株式対価取得請求に要する書類が当会社に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第 11 条の 7 当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 20 取引日（東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、5 千株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

本章において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑥のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の①乃至⑥に定める数値をいう。

- ① A種種類株式の発行日の翌日から 2021 年 6 月 30 日まで：1. 07
- ② 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで：1. 12
- ③ 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで：1. 18
- ④ 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで：1. 24
- ⑤ 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで：1. 31
- ⑥ 2025 年 7 月 1 日以降：1. 40

(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第 11 条の 8 当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第 11 条の 9 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

2. 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(優先順位)

第 11 条の 10 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A種優先配当金及びB種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。

2. A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。

3. 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第 2 章の 3 B種種類株式

(B種優先配当金)

第 11 条の 11 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、第 11 条の 18 第 1 項に定める支払順位に従い、B種種類株式 1 株につき、第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. B種優先配当金の額は、100 万円（以下、本章において「払込金額相当額」という。）に、8. 0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が 2021 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 当会社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金及びB 種累積未払配当金相当額（第 4 項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. ある事業年度に属する日を基準日としてB 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本項に従い累積した B 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第 2 項に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第 2 項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB 種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率 8.0%の利率で、1 年毎（但し、1 年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下、「B 種累積未払配当金相当額」という。）については、第 11 条の 18 第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行う B 種累積未払配当金相当額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（残余財産の分配）

第 11 条の 12 当会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、第 11 条の 18 第 2 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び第 3 項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「B 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本章において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. B 種種類株主等に対しては、前項に規定するほか、残余財産の分配は行わない。

3. B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として B 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第 11 条の 11 第 2 項に従い計算される B 種優先配当金相当額とする（以下、本章において B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

（議決権）

第 11 条の 13 B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第 11 条の 14 B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第 2 項に定める数の普通株式（以下、本項において「請求対象普通株式」という。）の交付

と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本章において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。

2. B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額並びに B 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の数を乗じて得られる額を、第 3 項及び第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

3. 当初取得価額は(a)又は(b)のうち、いずれか大きい価額とする。

(a) 390.3 円

(b) 2020 年 7 月 15 日に先立つ連続する 20 取引日及び 2020 年 7 月 15 日の翌日以降連続する 20 取引日（2020 年 7 月 15 日を含まない。）の VWAP の平均値に 0.9 を乗じた価額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）

なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が発表されない日は含まないものとする。

4. 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

〔算式〕

調整後取得価額＝A×B÷C

A＝調整前取得価額

B＝分割前発行済普通株式数

C＝分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

〔算式〕

調整後取得価額＝A×B÷C

A＝調整前取得価額

B＝併合前発行済普通株式数

C＝併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、

株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額＝ $A \times (B - C + D \times E \div F) \div (B - C + D)$

A＝調整前取得価額

B＝発行済普通株式数

C＝当社が保有する普通株式の数

D＝新たに発行する普通株式の数

E＝1株当たり払込金額

F＝普通株式1株当たりの時価

- ④当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の

時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5. 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

6. 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第 11 条の 15 当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20取引日（東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当た

りの払込金額相当額に 1.05 を乗じて得られる額並びに(ii) B 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第 11 条の 16 当会社が株主総会の決議によって B 種種類株主との合意により当該 B 種種類株主の有する B 種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第 11 条の 17 当会社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

2. 当会社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
3. 当会社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(優先順位)

第 11 条の 18 A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額、B 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額及び B 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金及び B 種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。

2. A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式、B 種種類株式及び C 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 2 順位とする。
3. 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第 2 章の 4 C 種種類株式

(剰余金の配当)

第 11 条の 19 当会社は、C 種種類株式を有する株主（以下、「C 種種類株主」という。）に対して、剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第 11 条の 20 当会社は、残余財産を分配するときは、C 種種類株主又は C 種種類株式の登録株式質権者（C 種種類株主と併せて以下、「C 種種類株主等」という。）に対し、第 11 条の 26 第 2 項に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、100 万円（以下、本章において「払込金額相当額」という。）の金銭を支払う。

2. C 種種類株主等に対しては、前項に規定するほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第 11 条の 21 C 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 22 C 種種類株主は、C 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第 2 項に定める数の普通株式（以下、本項において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本章において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 C 種種類株主に対して交付

するものとする。

2. C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、C 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の数を乗じて得られる額を、第 3 項及び第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

3. 当初取得価額は 390.3 円とする。

4. 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

[算式]

調整後取得価額＝A×B÷C

A＝調整前取得価額

B＝分割前発行済普通株式数

C＝分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

[算式]

調整後取得価額＝A×B÷C

A＝調整前取得価額

B＝併合前発行済普通株式数

C＝併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額＝A×（B－C＋D×E÷F）÷（B－C＋D）

A＝調整前取得価額

B＝発行済普通株式数

C＝当会社が保有する普通株式の数
D＝新たに発行する普通株式の数
E＝1株当たり払込金額
F＝普通株式1株当たりの時価

- ④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はC種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を

必要とするとき。

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
5. 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
6. 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の23 当会社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式又はB種種類株式の発行済株式（当会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、C種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20取引日（東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

本章において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑥のいずれの期間に属するか区分に応じて、以下の①乃至⑥に定める数値をいう。

- ① C種種類株式の発行日の翌日から2021年6月30日まで：1.13
- ② 2021年7月1日から2022年6月30日まで：1.25
- ③ 2022年7月1日から2023年6月30日まで：1.37
- ④ 2023年7月1日から2024年6月30日まで：1.51
- ⑤ 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.66又はパリティ係数のうち、いずれか大きい数値
- ⑥ 2025年7月1日以降：1.80
- 「パリティ係数」とは、次の算式により算出する。但し、1.80を超えないものとする。

1 + [(a) ÷ (b)) - 1]

(a) 金銭対価償還に係る通知の日の前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値

(b) 金銭対価償還日において有効な前条第3項及び第4項で定める取得価額

(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第11条の24 当会社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第11条の25 当会社は、C種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

2. 当会社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 当会社は、C種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(優先順位)

第11条の26 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

2. A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

3. 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により会長又は社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 会長及び社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、代理人をもってその議決権を行使することが出来る。但し、代理人は議決権を有する株主1名に限る。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第16条の2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第15条の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(員 数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は8名以内とする。

(選 任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議において選任する。

2. 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することが出来る。

3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

4. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

5. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役、相談役及び顧問)

第21条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から会長、社長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。

4. 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことが出来る。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により会長又は社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 会長及び社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することが出来る。

(取締役会の招集通知)
第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。
但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。
2. 取締役会は、取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。

(取締役会の決議の方法)
第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。
2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることが出来る者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)
第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することが出来る。

(取締役会規程)
第 26 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)
第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(責任免除)
第 28 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。
但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 執行役員

(選任)
第 29 条 当会社は取締役会の決議により執行役員を置き、当会社の業務執行にあたらせることが出来る。
2. 執行役員に関する取決めについては、執行役員規定による。

第 6 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)
第 30 条 当会社は監査等委員会を置く。
(常勤の監査等委員)
第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが出来る。
(監査等委員会の招集通知)
第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。

但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。
2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することが出来る。

(監査等委員会の決議の方法)
第 33 条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることが出来る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規定)
第 34 条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の設置)
第 35 条 当会社は会計監査人を置く。
(会計監査人の選任)
第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
(任期)
第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)
第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)
第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
(剰余金の配当等)
第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
2. 当会社は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当をすることが出来る。

(配当金の除斥期間)
第 41 条 配当金が、支払開始の日から満 3 ヶ年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の配当金には利息を付さないものとする。

附則
(監査役の責任免除に関する経過措置)
1. 当会社は、第 71 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。
2. 第 71 回定時株主総会前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条 2 項の定めるところによる。